

第1－7 滞留及び流出を防止する設備例

滞留及び流出を防止する設備例

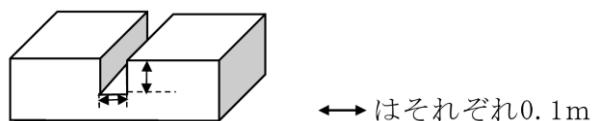
危険物の滞留及び流出を防止するための設備例を次に挙げる。

1 ためます

- (1) コンクリート又は金属板等で造られたものであること。
- (2) 縦、横、深さをそれぞれ30センチメートル以上とすること。

2 排水溝

- (1) コンクリート又は金属板等で造られたものであること。
- (2) 有効断面は、幅及び深さを0.1m程度とし、油分離装置に向かって滞水しないよう適当な勾配をつける。

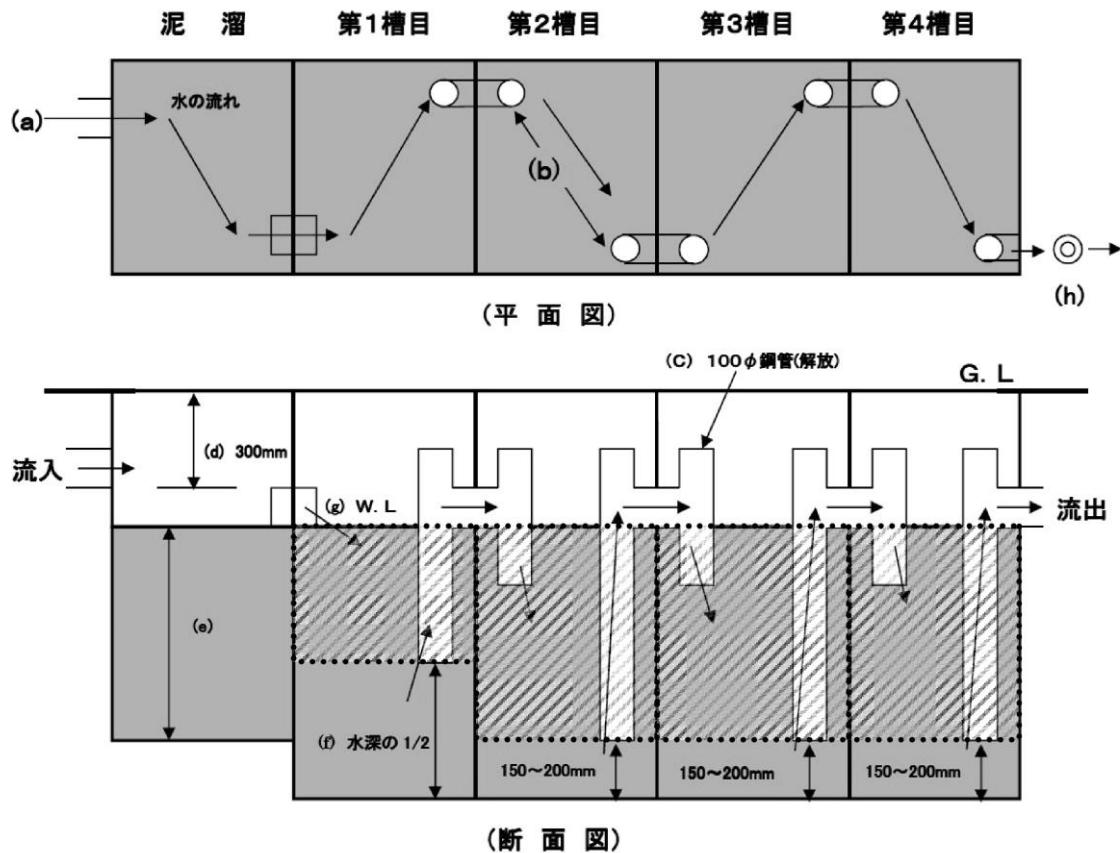


第1－7－1図 排水溝の構造例

- (3) 排水溝には、ロードヒーティング等により凍結防止措置を図ること。◆
- (4) 排水溝の機能を損なわない限りにおいて、グレーチング等を設置することは差し支えない。

3 油分離装置

4槽以上とし、その構造等については、次図の例による。



第1－7－2図 油分離装置の構造例

第1－7 滞留及び流出を防止する設備例

- (1) 分離槽の流入口は1ヶ所とし、全面覆蓋式として点検が容易な構造とする。（図中の（a））
- (2) 管の位置は図のように互い違いにし、互いの距離を可能な限り長くする。（図中の（b））
- (3) 管の材質は、鋼管など凍結により破損しないものとし、塩ビ管は使用しない。（図中の（c））
- (4) G. L から管までは土かぶりを300mm確保する。（図中の（d））
- (5) 洗車場からの排水の泥溜は別途設けてもよい。泥溜深さは、泥上げをしやすいよう400mm以内とし、容量の確保が困難な場合には最大でも分離槽の深さまでとする。（図中の（e））
- (6) 第1槽目の管の長さは水深の2分の1程度とする。（図中の（f））
- (7) 分離槽の水面高（W. L）は全槽同一とする（泥溜を除く。）。（図中の（g））
- (8) 分離槽の流出側に点検用の枠を設ける。（図中の（h））
- (9) 油分離装置には、ロードヒーティング等により凍結防止措置を図ること。◆
- (10) 危省令第24条の17第2号、第26条第3項第3号口及び第27条第3項第3号口により、危告示第4条の51に規定する危険物の数量以上を収容する場合にあっては、油分離装置の危険物の収容量は第1－7－2図の  部分の容量によるものとする。なお、下水道法に基づき設置される油分離装置の容量の確保とは異なる点に留意すること。